

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第90号）

介護保険課

1 改正の理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) サテライト型養護老人ホーム（介護老人保健施設、病院等の本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される小規模な養護老人ホーム）を設置することのできる本体施設に、養護老人ホームを追加する。
- (2) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする。
- (3) 外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする。
- (4) 本体施設が養護老人ホームである場合のサテライト型養護老人ホームについては、本体施設の栄養士、事務員等により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができることとする。

3 施行期日

平成30年10月1日